

## 小郡三井内科医会規約

### 名 称

第1条 本会は、小郡三井内科医会と称する。

第2条 本会は、事務所を小郡三井医師会内に置く。

### 目 的

第3条 本会は、医道倫理の向上、学術の研鑽、医業経営の合理化及び医政問題の研究をし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 会 員

第4条 本会は、本会の主旨に賛同する小郡三井医師会会員で、内科診療に従事する医師を以って構成する。

2 入会を希望する者は、役員会の承認を得なければならない。

### 役 員

第5条 本会に下記の役員をおく。

会長1名、副会長1名、幹事若干名、監事2名

第6条 役員は、総会において選出する。

第7条 役員の任期は、小郡三井医師会役員の任期と同じとする。

第8条 会長は、会務を処理しその運営にあたる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第10条 幹事は、会長の旨を受けて会務を処理する。

第11条 監事は、本会の会計を監査する。

第12条 本会に顧問を置くことができる。

### 会 議

第13条 会議は、総会、役員会及び例会の三種とする。

2 総会は、毎年 1 回以上会長が招集し、年度頭初の総会において会計報告を行う。

3 役員会及び例会は、随時会長が招集する。

#### 会計及び会費

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 会費は、総会において定める。

年会費 ￥ ( 毎月 ￥ )

#### 附 則

第 16 条 本規約の変更は、総会の決議により行う。

第 17 条 本規約は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

設 定 平成 2 年 4 月 1 日

改 訂 平成 8 年 5 月 8 日